

○第7回農薬第三専門調査会（非公開）

日時：令和3年1月18日（月）14：00～17：10

議事概要：

（1）セダキサシ

・審議の結果、セダキサシの許容一日摂取量（ADI）を0.11 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.3 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺菌剤で、今回、てんさいへの新規登録申請がされています。

（2）フェナリモル

・継続審議となった。

*殺菌剤で、なし、いちご等に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。